慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔下級審民訴事例研究 四一〕
Sub Title	
Author	小池, 順一(Koike, Junichi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.9 (1997. 9) ,p.147- 154
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970928-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究四一〕

41 損害保険の保険契約者は、被保険者の保険会社に対する保険金請求に関する訴えについて、任意的に訴訟を担当することは許されず、原告適格を欠くとして、右訴えが不適法却下された事例

東京地裁平成七年一〇月三日判決(平六(ワ)第二三三六三号)、保険金請求事件、判例タイムズ九〇六号二七一頁

〔事　実〕

Xは中古コンピュータの売買、保守を事業内容とする株式会社であり、ユーザーであるA・B・C・Dとの間で保守契約を締結した。そして、メーカーに対し故障時の修理費用を支払うために、ユーザー所有のコンピュータを対象とし、ユーザーを被保険者とする動産総合保険契約をY損害保険会社との間で締結した。その後、コンピュータに故障が生じ、この修理のために損害が発生したとして、XがYに対し、任意的訴訟担当により、約三一八一万円を請求したのが本件訴訟である。

Xは以下のように主張した。本来なら、ユーザーはコンピュータの故障に備えて、メーカーとの間で直接に保守契約を締結する。しかし、メーカーの保守料は高額であるし、故障ごとにメーカーに修理を依頼し、その費用を支払うというのは面倒でもある。また、費用がいくらか予測が困難なため、次年度予算を計上する際に問題が生じる。そこで、ユーザーは保守会社との間で保守契約を結ぶ。これにより、ユーザーは毎月一定の保守料を支払うだけで、毎回故障の

度に費用を支出する煩雑さから解放されるし、予算も計上しやすくなる。一方、保守会社は一時に大量の故障が発生し、ユーザーから受け取る保守料よりメーカーに支払う修理費用が割高になっては事業が継続できないため、ユーザーの所有するコンピュータに損害保険をかけてこのようなリスクを回避する。つまり、XがYとの間で損害保険契約を締結する。契約者はXであり、保険料もXが支払う。そして、事故発生時にはXがYから保険料を受け取り、修理費用をメーカーに支払う。このように、本件損害保険では、A・B・C・Dが被保険者であり、保険金請求権を有するが、保険料も支払わず保険証書も有していないので、自己が保険金請求の当事者とは思っていない。本件のような状況では、弁護士代理の原則、訴訟信託の禁止といった脱法の恐れがなく、これを認める合理的必要があるから、任意的訴訟担当により原告に当事者適格を認めるべきである。

これに対し、Yは以下のように反論した。損害保険契約において、保険金支払請求権を有するのは、商法六二九条により、被保険者と規定されており、本件損害保険契約約款においても被保険者が保険金請求権者と定められている。よって、保険金請求権者はA・B・C・Dに限定されることは明らかである。したがって、商法六二九条の趣旨からしても、任意的訴訟担当は許されず、Xには原告適格がない。さらに、Xが主張するように事故が発生したか疑問であるし、また、一部ユーザーに対しての保険契約については、保険金不払いのため保険契約は失効しており、保険金支払義務はない。

裁判所は、任意的訴訟担当が認められるかという点について次のように判断し、Xの請求を却下した。

〔判　旨〕

「任意的訴訟担当は、弁護士代理の原則、訴訟信託の禁止といった脱法のおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要がある場合には許容される（最判昭和四五年一一月一一日民集二四巻一二号一八五四頁）。

そこで、本件において検討するに、損害保険契約において、保険事故発生の際に保険金支払請求権を有する主体は、商法六二九条により、損害を受けた者（被保険者）と規定されており、同条所定の損害保険の一種である本件各損害保険契約の約款においても被保険者が保険金請求権者であると規定されているのであるから、保険金請求権者が被保険者であるA・B・C・Dに限られることは商法六二九条及び当事者の合意内容からみて、明白である。しかるに、Xに対して任意的訴訟担当を認めるとすれば、保険金請求

権者を、損害を受けた者に限定している商法六二九条の趣旨を潜脱する結果となる。また、仮にX主張のような契約実態が認められるとしても、保険金の支払を求める訴訟は商法六二九条や契約の文言に従ってA・B・C・Dらが提起し、取得した保険金をXとA・B・C・Dらとの間の内部関係として別途解決すれば足りるはずであり、保険契約者であるXに任意的訴訟担当を許容する合理的必要は、認め難いというべきである。

したがって、本件においては、任意的訴訟担当は許されず、本件Xには原告適格が認められない。」

〔評　釈〕

一　判旨に賛成。本判決はコンピュータ売買、保守業者と保険業者間の動産総合保険金請求訴訟に関して任意的訴訟担当を認めなかったものであるが、前例の少ないコンピュータ取引の分野で重要な参考資料となるであろう。任意的訴訟信託の許容性については、最判昭四五年一一月一一日民集二四巻一二号一八五四頁が一定の客観的基準を示した判例として有名であるが、本判決はこの客観的基準についての判断を具体的に明らかにした事例としても位置付けることができる。(1)

本研究では、先ず昭和四五年判決以後の判例の動向を検討し、次に学説を整理し、最後に本件事案の特質について考察する。

二　昭和四五年判決以前は、頼母子講から生じる債権に関する訴訟においては講元に訴訟追行権を認めるが、(2)民法上の組合については、訴訟担当を認めるもの(3)と、認めないもの(4)とに裁判所の判断は分かれていた。講と民法上の組合とで任意的訴訟担当の許否につき判断が分かれるということは、判例理論が統一されていなかったといえる。ここで登場するのが、昭和四五年判決である。事案は民法上の組合の業務執行組合員の組合財産に関する訴訟につき任意的訴訟担当が許されるかというものであった。ここで、最高裁は、①弁護士代理の原則、訴訟信託の禁止を潜脱する恐れがなく、②合理的必要があり、③実体上の管理権、対外的な業務執行権及び訴訟追行権が授与されていることという基準を示し、この基準が満たされている場合には任意的訴訟担当が許されるとした。この判決は、任意的訴訟担当の許容性について一定の基準を示し、従来、講という分野についてのみ認められていた任意的訴訟担当を広く認めるという姿勢を示したと学説からも評価されている。(5)

この昭和四五年判決以後の判決は、昭和四五年判決が示した基準を前提に、これを具体的事例に適用し、合理的必

要性の意味を明らかにするものばかりである。たとえば、任意的訴訟担当が肯定された判決としては、権利能力なき社団についての事例[6]、共有の性質を有する入会団体についての事例[7]がある。これらの例では、紛争の複雑化、長期化を避けるということが合理的必要性を基礎付ける事情とされた。この他に、旧満州国が所有していた日本国内の土地についての訴訟で日本国の訴訟担当を認めた事例[8]があるが、ここでは両国の友好関係の維持が合理的必要性を基礎付ける事情とされた。また、ロイズシンジケートの筆頭保険者である保険会社が他の全社から訴訟追行権限を授与されたとして、損害賠償請求権の保険代理による損害賠償を日本で請求したという事例では、英国の慣習、当事者が外国に居住しているという事情が合理的必要性を基礎付ける事情として認定され、任意的訴訟担当が認められた[9]。

次に、任意的訴訟担当が否定された判決としては、地域代表として環境権に基づき発電所の操業差し止めを請求したが、記録上地域住民から授権があったとは認められず、任意的訴訟担当に該当しないとした判決[10]がある。また、日本競輪選手会が、東京都に対し都営競輪事業廃止措置により競輪選手が被った損害の賠償請求訴訟において、任意的訴訟担当は認められないとした判決[11]もある。理由としては、選手会への委任状に訴訟追行権限についての記載がなく、総会決議も訴訟追行権限を授与したものと理解できないから、結局、訴訟追行についての授権がないというものであった。

昭和四五年判決以後の判決を見ると次のような傾向がある。先ず、第一に、訴訟追行権限の授与について事実関係を慎重に吟味する。そして、授権が認められれば、第二に、合理的必要性という基準について検討する。この際に訴訟担当者の固有の利益または権利主体との実体関係等を合理的必要性を基礎付ける事情として考察する[12]。このような判断は、本判決においても受け継がれている。昭和四五年判決の示した基準は判例理論として確立されたといえる。次ぎなる問題は、具体的場面ごとの合理的必要性の判断の基準を明らかにすることである。この合理的必要性が認められる範囲、つまり任意的訴訟担当が認められる範囲をどの程度のものとして考えるかについては、学説において争いがある。そこで次に学説を検討する。

三　任意的訴訟担当の許否を判断する際に、学説において長く支配的であったのは、正当な業務上の必要があれば任意的訴訟担当は許されるとする正当業務説であった[13]。この見解には、任意的訴訟担当を許容することのできる範囲が

狭すぎるという批判があった(14)。

この正当業務説に代わり、現在有力なのが実質関係説である(15)。この見解は、任意的訴訟担当を二つに区分する。権利主体のための任意的訴訟担当といわれるもの、そして訴訟担当者のための任意的訴訟担当といわれるものの二つである。権利主体のための任意的訴訟担当としては、訴訟を追行する権限を含む包括的な管理権を授与されていること、そして担当者が訴訟関係について本人と同等もしくはそれ以上の知識を有することを要件とする。たとえば、講の世話人、労働組合、民法上の組合の業務執行組合員、包括的管理権を有する家屋の管理人などがこれに該当する。訴訟担当者のための任意的訴訟担当とは、権利主体の授権を受けて訴訟担当者が他人の権利関係についての訴訟追行につき自己固有の利益を有する場合であり、自己固有の利益とは補助参加の利益と同じく訴訟の結果について利害関係を有する場合とする。債権譲渡の場合、譲渡担保の場合以外に家屋の売主が買主の同意を得て不法占拠しているものを訴える場合、割賦販売において第三者が目的物を毀損した場合に販売会社が購入者に訴訟の追行権限を授与する場合などを例示する。

この実質関係説には、適用範囲が広すぎるとする中野教授の批判がある。教授は、弁護士代理の原則や訴訟信託の禁止の潜脱の恐れがないという制限は実質上どうしても除外できないし、権利主体の替わりに担当者が当事者となれば、裁判官の除斥、訴訟費用の負担、訴訟手続の中断などにおいて実体関係と訴訟関係のズレが生じるがこれも無視できない。ここはむしろ担当者が他人の関係について独立の訴訟を認めても保護すべき程度に重要な利益を有するか否かによって判断すべきとする(16)。具体的には、無尽講の世話人による訴訟担当、民法上の組合における業務執行組合員による訴訟担当は肯定するが、労働組合の訴訟担当や家屋賃貸借の場合の管理人については訴訟担当を否定する。そして、本来の権利者と担当者との間の業務上の必要があるというだけではなく、任意的訴訟担当を認めないと訴訟の追行が困難であり、権利保護が期待できない場合に限定して訴訟担当を認めるべきとする。

中野説に対しては次のような批判がある。すなわち、家屋賃貸借の管理人の場合であれば、いわゆる訴訟屋が管理人になることも少ないであろうし、家主が遠隔地に居住している場合には事実関係に詳しい管理人に訴訟追行を認めたほうが便利であるから、もう少しゆるやかに任意的訴訟担当を認めるべきではないかという批判である(17)。

では実質関係説と中野説のいずれが妥当であろうか。具体的に問題となるのは家屋の管理人の場合とされる。この場合には、事実関係について家主より詳しい管理人に訴訟追行を認めたほうが紛争は処理しやすい。その点で、管理人に訴訟追行を認める実質関係説の方が妥当であるといえる。しかし、弁護士に訴訟委任をすれば、訴訟担当を認める必要性はそう高くはないし、この点では実質的には両説は差がないようである。理論的な問題としては、弁護士代理の原則については、事件屋・訴訟屋の暗躍を防止できればそれで目的は達成できるし、必要以上にこの原則を重視しなければならない必然性はないと思う。次に、実体関係と訴訟関係のズレについては、多くは解釈で解決できるであろうが、解釈で解決できない部分については法定訴訟担当でも問題となるところであり、この点は解決しなければならない。しかし、それを理由に任意的訴訟担当を認めないというほどの重要性はないと思う。中野説は任意的訴訟担当を認めないと訴訟の追行が困難であり、権利保護が期待できない場合に限定するというのであるから、厳格すぎる。消費者訴訟や環境権訴訟にも対応できるようにするためにも任意的訴訟担当の許容範囲を広く解釈できる方向を目指すべきである。[18] したがって、私見は実質関係説が妥当であると考える。

四　最後に、判例、学説の検討に立脚して本件事案について考察する。

まず、弁護士代理の原則、訴訟信託の禁止を潜脱する恐れがないかという点について検討する。本件では、Xが保険契約を締結し、保険料も支払っている。そして、Yから受領する保険料をAらの所有するコンピュータの修理代に当てようというのである。このようにXとAらとの間には深い実体関係が存在するのであるから、三百代言の暗躍ということもありえず、弁護士代理の原則を潜脱するという恐れはないといえる。次に、合理的必要性について考察する。問題は、Xに独自の訴訟追行を認めるだけの固有の利益があるか否かである。昭和四五年判決以後任意的訴訟担当が認められた事例では、紛争の複雑化、長期化を避ける必要とか、外交関係への配慮とか、外国での慣習という事情があったが、本件では、そのような特別の事情は見当らない。Aらが、自らが主体として訴訟を追行できないという事情もない。Xは、自己が中心として紛争を解決する方法としては任意的訴訟担当によるしか方法がないと考えているようであるが、Aらから保険金請求権を譲渡してもらうという方法もある。また、本判決の言うように、Aらが

訴訟を追行し、その結果得た利益を内部で調整することにすれば、Xの利益を確保することはできる。わざわざ複雑な訴訟関係となる任意的訴訟担当を認めなければならないほどの独自の利益はXにはない。したがって、Xに任意的訴訟担当を認めなければならない必要性はないとする本判決の判断は妥当であると考える。

(1) この判例の判例研究としては、中野貞一郎・続民事訴訟法判例百選三六頁（昭四七）、上原敏夫・民事訴訟法判例百選（第二版）六〇頁（昭五七）、松原弘信・民事訴訟法判例百選Ⅰ一〇〇頁（平五）等がある。

(2) 大判昭一一年一月一四日民集一五巻一頁。その理由は正当な業務上の必要性があるからというものであった。最高裁としては、最判昭三五年六月二八日民集一四巻八号一五五八頁も同様の判断を示している

(3) 大判大四年一二月二五日民録二一輯二二六七頁。

(4) 最判昭三七年七月一三日民集一六巻八号一五一六頁。

(5) 伊藤真「任意的訴訟担当とその限界」民事訴訟法の争点（新版）一〇六頁（昭六三）。

(6) 東京高判昭五二年四月一三日判時八五七号七九頁、最判平六年五月三一日民集四八巻四号一〇六五頁。この最高裁判決についての判例研究としては、髙﨑英雄・本誌六八巻八号一八二頁（平七）がある。

(7) 大阪地判昭六一年七月一四日判時一二二五号八二頁。

(8) 東京地判昭六〇年一二月二七日訟月三二巻一一号二五六五頁。

(9) 東京地判平三年八月二七日判時一四二五号一〇〇頁。

(10) 最判昭六〇年一二月二〇日判時一一八一号七七頁。

(11) 東京地判平三年八月二七日判時一四二五号九四頁。

(12) 伊藤・前注（5）一〇九頁、金子宏直・一橋論叢一一〇巻一号二一二頁（平五）も判例の傾向をこのように理解している。なお、授権については、昭和四五年判決でも、前述の旧満州国の例でも、訴提起時に明示の授権がなくても追完されればよいと解しているからそれほど重要視はされていないようである。これは訴訟担当者が実体関係に深く関与していれば個別の授権がなくとも包括的な訴訟追行権限の授与で足りるとする学説の影響であろう。その影響により授権についての要件を緩和していると思われる。

(13) 兼子一『民事訴訟法体系』一六一頁（酒井書店、昭二九）、三ヶ月章『民事訴訟法』一三二頁（弘文堂、第三版、平四）、中村英郎『民事訴訟法』八八頁（成文堂、昭六二）、小山昇『民事訴訟法』九八頁（青林書院、五訂版、平元）。

(14) 福永有利「任意的訴訟担当の許容性」中田先生還暦記念上巻七五頁（有斐閣、昭四四）は、たとえば、本来の権利主体である債権の譲受人に代わって債権の譲渡人が授権

を受けて訴訟を担当するという債権譲渡の場合や、また土地を譲渡担保として差し入れたものが真の権利者に代わって不法占拠者に対して立ち退きを請求するという場合などは、正当業務説にたてばいずれも業務という要件を満たしていないので認められないことになる。しかし、これは任意的訴訟担当を認めたほうがよい事例ではないかと指摘する。木川統一郎『民事訴訟法重要問題講義上』六五頁（成文堂、平四）同旨。任意的訴訟担当については、福永有利「任意的訴訟担当について」関大法学論集一一巻三～五号三一九頁（昭三六）、福永有利「当事者適格理論の再構成」山木戸先生還暦記念上巻三四頁（昭四九）などの福永教授の一連の研究がある。

(15) 福永・前掲注(14)「任意的訴訟担当の許容性」八〇頁。新堂幸司『民事訴訟法』一九七頁（弘文堂、第二版補正版、平二）、中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『民事訴訟法講義』一七六頁［福永有利］（有斐閣、第三版、平七）、上田徹一郎『民事訴訟法』二一七頁（法学書院、昭六三）、染野義信「任意的訴訟担当の許容性とその限界」民事訴訟法の争点八八頁（昭五四）、佐上善和『民事訴訟法』二四二頁（法律文化社、平六）、小林秀之『プロブレムメソッド民事訴訟法』一四〇頁（判例タイムズ社、平五）同旨。

(16) 中野貞一郎「当事者適格の決まり方（下）」『民事訴訟法の論点Ⅰ』一二〇頁（判例タイムズ社、平六、初出は判タ八二二号二八頁、平五）。

(17) 高橋宏志「当事者適格について」法教一七〇号六五頁（平六）は、任意的訴訟担当を認めないと訴えの提起、訴訟の追行が困難となり、権利保護が期待できない場合に限定する中野説は厳格すぎるのではないかとする。

(18) 小林秀之＝吉野正三郎『ケースタディ民事訴訟法』八六頁（日本評論社、第二版、平八）は、クラス・アクションや団体訴訟のような制度のない日本では任意的訴訟担当の許容範囲を拡張して訴訟追行権の授与のみによる任意的訴訟担当の可能性の探るべきとする。

小池順一